

○特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会市民活動部会設置規程

2010年5月17日

規程第2号

(設置)

第1条 特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会（以下「協会」という。）定款第3条及び第5条1項2号に基づき、会員自らの主体的な活動・運営を行う部会を置く。

(部会の名称、部会員定数及び所管)

第2条 部会の名称、部会員の定数及び所管は、次のとおりとする。

(1) 名称

第1条により設置する部会の名称を市民活動部会（以下「部会」という。）とする。

(2) 定数

前項で定めた部会員の定数は若干名とし、別に理事長が決定する。

(3) 所管

部会の所管は次のとおりとする。

- ① 協会が実施する啓発事業等の企画に関する事。
- ② 協会が実施する啓発事業等の運営に関する事。
- ③ 当該事業の報告に関する事。
- ④ その他、理事長の特命事項に関する事。

(部会員の選任)

第3条 理事長が部会員を選任し、理事会に報告する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の中から互選によって選任する。

3 部会長及び副部会長の任期は、部会員の任期とする。

(部会長の職務)

第5条 部会長は、部会の所管事項及び議事を整理する。

(部会長の職務代行)

第6条 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、副部会長が部会長の職務を行う。

2 部会長及び副部会長とともに事故があるときは、年長の部会員が部会長の職務を行う。

(任期)

第7条 部会員の任期は、2年とする。

(会議)

第8条 部会の会議は、部会長が召集する。

2 部会の会議運営は、必要に応じて部会長が別に定める。

3 部会の会議における決定事項は、理事長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、2010年5月17日から施行する。

この規程は、2012年4月1日から施行する。

この規定は、2019年7月1日から施行する。